

北海道強靱化推進本部設置要綱

(目的)

第1 北海道強靱化計画に基づいて北海道の強靱化を推進するため、北海道強靱化推進本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 北海道強靱化計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 北海道の強靱化に係る情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) その他北海道の強靱化の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が指名する副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(本部長及び副本部長)

第4 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるときは、副本部長が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5 本部の会議は、本部長が招集する。

(幹事会)

第6 本部に本部の所掌事項を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、総合政策部計画局長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事により構成し、別表2に定める職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。
- 5 幹事長は、案件に応じて、招集する幹事の範囲を定めることができる。
- 6 幹事長は、必要に応じて、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(部会)

第7 幹事長は、必要に応じて、幹事会のもとに部会を置くことができる。

- 2 部会長は、幹事の中から幹事長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会の構成員は、部会の所掌事項に応じて、別表2に掲げる者の中から関係者を充てる。
- 4 部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 5 部会長は、必要に応じて、部会構成員以外の者に部会への出席を求めることができる。
- 6 部会長は、必要に応じて、部会長のもとにワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第8 本部の事務局は、総合政策部計画局計画推進課に置く。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年9月2日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第3の4関係)

副知事 公営企業管理者 病院事業管理者 総務部長 総務部職員監 総務部危機管理監 総合政策部長 総合政策部知事室長 総合政策部次世代社会戦略監 総合政策部地域振興監 総合政策部交通企画監 環境生活部長 環境生活部ゼロカーボン推進監 環境生活部アイヌ政策監 保健福祉部長 保健福祉部少子高齢化対策監 保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策監	経済部長 経済部観光振興監 経済部食産業振興監 農政部長 農政部食の安全推進監 水産林務部長 建設部長 建設部建築企画監 会計管理者 教育庁教育部長 警察本部総務部長 各総合振興局・振興局長 東京事務所長
---	--

別表2 (第6の3関係)

総務部総務課長 総務部財政局財政課長 総務部危機対策局危機対策課長 総合政策部総務課長 総合政策部政策局参事 総合政策部計画局計画推進課社会資本・強靱化担当課長 総合政策部地域創生局地域戦略課長 環境生活部総務課政策調整担当課長 保健福祉部総務課政策調整担当課長 経済部経済企画局経済企画課長	農政部農政課長 水産林務部総務課企画調整担当課長 建設部建設政策局建設政策課長 出納局総務課長 企業局総務課長 道立病院局病院経営課長 教育庁総務政策局教育政策課長 警察本部総務部会計課長 警察本部警備部警備課長 各総合振興局・振興局地域創生部長 東京事務所行政課長
---	---